

北アルプス広域連合ごみ処理施設検討委員会 提言書

平成22年10月12日

北アルプス広域連合
広域連合長 牛越 徹 様

ごみ処理施設検討委員会
委員長 富所 五郎



ごみ処理広域化基本計画及びごみ処理施設基本計画の見直し
並びにごみ処理施設建設候補地選定について

当委員会では平成21年10月以来、13回にわたり「ごみ処理施設検討委員会」を開催し、ごみ処理広域化基本計画及びごみ処理施設基本計画の見直し並びにごみ処理施設建設候補地選定について、多方面からの検討を行った結果、以下のとおりの結論が得られたので提言いたします。

1. ごみ処理広域化基本計画の見直し

主な変更内容：

- ・ ごみ排出量及び焼却処理量の低減、リサイクル率の向上に係る新たな目標値の設定。
- ・ 将来的な3市村の分別区分の統一化。

2. ごみ処理施設基本計画の見直し

主な変更内容：

- ・ 将来ごみ量の減少に伴う焼却施設規模の縮小。
- ・ 施設稼働時間の24時間運転もしくは16時間運転を提案。
- ・ 施設運営にかかる公害防止条件を厳しく設定。

3. ごみ処理施設建設候補地の選定

大町市大町三日町（19番）

選定の理由：

- ・ 現状の土地利用状況、法規制状況、市村既存計画との整合、自然環境、地球環境、社会環境・生活環境、合意形成、経済性等の多様な観点から二次にわたる評価を行い、得点の最も高い大町市大町三日町（19番）を選定しました。

ただし、生活環境影響調査の結果等により、候補地を断念せざるを得ない場合には、総合評価の順に検討されることを望みます。

4. 施設整備に向けての付帯意見

- ・ 豊かな自然環境と優れた景観を有する観光の盛んな地域であり、最先端の技術を用いた周辺環境への影響の少ない施設とされたい。
- ・ 候補地の決定にあたり地元住民の理解と協力が得られるよう努められたい。

別添：

ごみ処理広域化基本計画（平成22年10月）

ごみ処理施設基本計画（平成22年10月）

ごみ処理施設建設候補地選定調査報告書（平成22年10月）

ごみ処理施設検討委員会開催経過

	開催日	場所
第1回	平成21年10月29日(木)	大北福祉会館
第2回	平成22年1月25日(月)	大北福祉会館
第3回	平成22年2月18日(木)	大北福祉会館
第4回	平成22年3月9日(火)	大北福祉会館
第5回	平成22年3月30日(火)	白馬村役場
第6回	平成22年4月21日(水)	大北福祉会館
第7回	平成22年5月27日(木)	大北福祉会館
第8回	平成22年6月21日(月)	大北福祉会館
第9回	平成22年7月13日(火)	大北福祉会館
第10回	平成22年8月10日(火)	大北福祉会館
第11回	平成22年9月3日(金)	大北福祉会館
第12回	平成22年10月1日(金)	大北福祉会館
第13回	平成22年10月12日(火)	大北福祉会館
提言	平成22年10月12日(火)	大北福祉会館

ごみ処理施設検討委員会委員名簿

	氏名	備考
委 員	相澤稔 <small>あいざわのり</small>	
	石田憲明 <small>いしだのりあき</small>	
	遠藤典男 <small>えんどうのりお</small>	
	大野富義 <small>おおのとみよし</small>	
	柿崎久 <small>かきざきひさし</small>	副委員長
	傘木宏夫 <small>かさぎひろお</small>	
	加藤亮輔 <small>かとうりょうすけ</small>	
	栗原洋子 <small>くりはらようこ</small>	
	篠崎洋子 <small>しのざきようこ</small>	
	下川正剛 <small>しもがわまさたけ</small>	
	塚田文善 <small>つかだふみよし</small>	
	津瀧俊幸 <small>つたきとしゆき</small>	
	富所五郎 <small>とみどころごろう</small>	委員長
	花岡武久 <small>はなおかたけひさ久</small>	
	平田幸一 <small>ひらたこういち</small>	
	丸山武彦 <small>まるやまたけひこ</small>	
宮澤よし高 <small>みやざわよしたか</small>		
吉沢篤 <small>よしざわあつし</small>		
渡邊充 <small>わたなべみつ</small>	子	

(五十音順、敬称略)

事務局：パシフィックコンサルタンツ株式会社

北アルプス広域連合ごみ処理施設検討委員会設置要綱

平成 21 年 8 月 10 日

告示第 21 号

(設 置)

第 1 条 大町市、白馬村、小谷村（以下「関係市村」という。）のごみ処理について、ごみ処理広域化基本計画及びごみ処理施設基本計画の見直し並びにごみ処理施設建設候補地選定を目的として、ごみ処理施設検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任 務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を検討し、広域連合長に提言する。

- (1) ごみ処理広域化基本計画及びごみ処理施設基本計画の見直しに関する事項
- (2) ごみ処理施設建設候補地の選定に関する事項
- (3) その他広域連合長が必要と認める事項

(組 織)

第 3 条 委員会は、委員 19 名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから広域連合長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募による住民代表
- (3) 広域議会議員
- (4) 団体代表者

(委員長等)

第 4 条 委員会に、委員の互選により委員長及び副委員長各 1 名を置く。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任 期)

第 5 条 委員の任期は、委嘱の日から任務の終了までとする。

(会 議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、委員長はその議長となる。

(意見の聴取)

第 7 条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第 8 条 委員会に、必要に応じ専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、専門的知識が必要な事項について検討を行う。
- 3 専門部会の委員は、委員会の委員及び委員会委員以外の者で専門的知識を有するものの中から委員長が指名する。
- 4 専門部会に部会長及び副部会長 1 名を置き、当該専門部会の委員の互選による。
- 5 部会長は、検討結果を委員会に報告するものとする。

(庶 務)

第 9 条 委員会の庶務は、北アルプス広域連合が行う。

(補 則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、委員会運営のための必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。